

消費税引き上げ、軽減税率制度の導入に伴う対応について

コロナイドグループの株式会社フレッシュネス(代表取締役社長：船曳 睦雄/本社：神奈川県横浜市西区、以下フレッシュネス)が展開するハンバーガーチェーン「フレッシュネスバーガー」では、2019年10月1日(火)から予定されている、消費税の10%への引き上げ、軽減税率制度の導入に伴い、消費税および軽減税率の取り扱いに関して、下記の通り対応いたします。

記

10月1日(火)より、現行の税込価格を維持し、イートインとテイクアウトの場合でお客様にお支払いいただく価格を統一する「税込同一価格」といたします。価格表示は、これまで通り税込価格とします。

例：クラシックバーガーの場合

		税込価格	本体価格	消費税
現行	イートイン/テイクアウト	500円	463円	37円(8%)
10/1~	イートイン	500円	455円	45円(10%)
	テイクアウト	500円	463円	37円(8%)

以上

フレッシュネスバーガーでは、今後も「大人がくつろげるバーガーカフェ」として、お客様に「日常の贅沢」を体感していただけるような、店舗作りに努めてまいります。

おいしさと安心、それがフレッシュネスの品質
おいしくてカラダにいいものを、ていねいに手づくりする。
それがフレッシュネスバーガーのメニューの基本です。
ていねいに仕込んだこだわりの国産新鮮生野菜、
ハンバーガーのパティは肉本来の旨みが詰まったジューシーな食感。

【会社情報】

株式会社フレッシュネス

代表取締役社長：船曳睦雄

本社所在地：神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 ランドマークタワー12階

ホームページ：<http://www.freshnessburger.co.jp>



＜本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社フレッシュネス 担当：熊谷

TEL：045-224-7058 FAX：045-224-7059 MAIL：press@freshness.jp